

挑戦支援融資制度のご案内

制度の特徴

- 返済期間は10年間〈期限一括返済〉（税務申告を2期終えていない方は7年間〈期限一括返済〉）
- 利率は5.3%（固定）
- 融資にあたっては、劣後特約（*）を締結します。
（*）法的倒産となった場合には、本制度を利用した債権の償還順位は他のすべての債権に劣後する特約を締結します。

＜ 挑戦支援融資制度をご利用いただいた場合のご返済のイメージ ＞ ～ 500万円借入した場合 ～



＜ このような悩みを抱えている方 ＞

新規性の高い特許を取得し、製品を開発。販売計画を立てたものの、軌道にのるまで数年かかる見込みであり、当面は事業化に必要な設備の取得のために借入しても元金を割賦払いする余裕がない。

＜ 毎月のご返済額の目安 ＞

- 返済開始から10年間は、毎月、利息のみのお支払い約2.2万円/月
- 最終期日は、元金500万円+利息約2.2万円

	創業予定者または創業後おおむね5年以内の方	第二創業を図る方	社会貢献型事業を営む方
本制度の適用が可能となる特別貸付（注1）	新規開業資金、女性、若者/シニア起業家資金、食品貸付（注2）	新事業活動促進資金	地域活性化・雇用促進資金
ご利用いただける方	「技術・ノウハウ等に新規性がみられる方」(※) (※)「技術・ノウハウ等に新規性がみられる方」の要件については、支店の窓口までお問い合わせください。	1 「経営革新計画」の承認を受けた方 2 「新連携計画」の認定を受けた方 3 「農商工等連携事業計画」の認定を受けた方 4 「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方 5 「技術・ノウハウ等に新規性がみられる方」(※)	第三者（中核的支援機関）から協力・助言を得て、社会性要件および収益性要件を満たす事業計画を策定し、当該事業計画に基づき、社会に貢献する事業を行う方
その他の条件	次のいずれの要件も満たす方 1 地域経済の活性化にかかる次のいずれかの事業を営むこと。 ・一定の雇用効果が認められる等、地域経済振興に資する事業 ・地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であるなど、地域社会にとって不可欠な事業 ・先進性、新規性または技術力の高い事業であり、今後の発展が見込まれる有望な事業 2 所得税等を完納していること。ただし、創業する方または創業後税務申告が未了の方は、創業資金総額の3分の1以上の自己資金を確認できることが要件となります。		次のいずれの要件も満たす方 1 必要とする資金の一部について、地域住民等から出資等償還義務のない資金調達を行うこと。 2 所得税等を完納していること。ただし、創業する方または創業後税務申告が未了の方は、創業資金総額の3分の1以上の自己資金を確認できることが要件となります。
融資額	2,000万円以内 (税務申告を2期終えていない方は、1,000万円以内)		
返済期間	設備資金・運転資金 10年 〈期限一括返済〉 (税務申告を2期終えていない方は、7年 〈期限一括返済〉)		
利率(年利)	5.3% (固定)		
保証人・担保	不要		
その他	・本制度をご利用いただいた場合、每期、公庫から経営状況に関するモニタリングを受けていただきます。 ・審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。		

(注1) このほか、企業活力強化資金の一部の対象者（中小小売商業振興法に規定する商店街整備等支援計画の認定を受けた事業を実施する特定会社等）のご利用も可能です。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

(注2) 食品貸付をご利用いただく方が本制度をご利用いただく場合の運転資金は、普通貸付でのお取扱いとなります。